

保険金受取人の先死亡

一橋大学

得津晶

保険法 46 条・平成 20 年改正前商法 676 条 2 項は、保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときはその相続人が保険金受取人となると定める。この趣旨は、「保険金受取人が不存在となる事態をできる限り避けるため、保険金受取人についての指定を補充するもの」（最判平成 5・9・7 民集 47 巻 7 号 4740 頁）とされている。「指定の補充」という点には補充的契約解釈に通じる意思的な要素・契約的な要素がみられる。しかも、その指定は、通常の契約と異なり、保険契約者の同意を要することなく、保険契約者の一方的に支配できるものとなっている。

これに対して、ステロタイプな民法上の第三者のためにする契約の理論を生命保険にあてはめれば、保険金受取人が死亡すれば、相続の包括承継の効果によって保険金受取人の地位も相続人が承継するのが当然であって、このような条文は不要となるはずである。だが、保険法ないし判例はそのようなロジックを採用しなかった（その 1 つの現れが相続人間の取分を相続分とは無関係に民法 427 条の規律に従わせて均等分割とした点である）。

保険金受取人の地位は保険事故発生まで保険契約者が支配できるという点（大塚の用語によれば「指定変更権のフレキシビリティ」）に通常の第三者のためにする契約とは異なる特色がある。他方で、第三者のためにする生命保険契約の保険金受取人の地位について、第三者のためにする契約の「対価関係」に着目する理解と対比するものとして、「固有権」で説明する見解もある。だが、かかる固有権論においても、保険契約者が保険金受取人の地位を「支配」できることについて何ら説明がなされていない。本報告では、保険金受取人の先死亡を素材に、保険契約者の保険金受取人の地位の支配の検討を通じて、従来の 2 つの理解に欠けていたものが何なのか、そして 2 つの理解を接合すること、あるいは 2 つの理解とは異なる新たな理解を示すことを試みたい（が、成功は保障しない）。